

平成19年度12月補正予算について

(単位:千円)

職員給与改定費

1,057,781

一般会計 (20,889人)		950,753
一般職員 (4,695人)		211,591 千円
警察職員 (2,797人)		153,340 千円
小学校職員 (5,926人)		242,911 千円
中学校職員 (3,309人)		141,302 千円
県立中等教育学校職員 (164人)		7,531 千円
高等学校職員 (3,108人)		152,751 千円
特別支援学校職員 (890人)		41,327 千円
企業会計 (2,109人)		107,028

[職員給与改定の概要]

- 1 給与改定率 0.24% (給料の改定 0.13%、諸手当の改定 0.11%)
[18年度 改定なし]
- 2 諸手当の改定
 - ・扶養手当
配偶者以外の扶養親族に係る支給月額 6,000 円 → 6,500 円 (500円増)
 - ・地域手当
東京都特別区 支給割合 14.0% → 14.5% (0.5%増)
- 3 勤勉手当の年間支給割合の変更 (19年12月1日適用)
 - 年間支給割合 1.45月分 → 1.50月分 (0.05月分増)
 - 12月期 0.725月分 → 0.775月分 (0.05月分増)
 - ※20年4月1日以降は、6月期、12月期ともに0.75月分とする。
 - ※特定幹部職員についても、同様に支給割合を変更する。
- 4 実施時期 19年4月1日 (勤勉手当に係る改定を除く)